

横曽根浄水場の小水力発電を視察

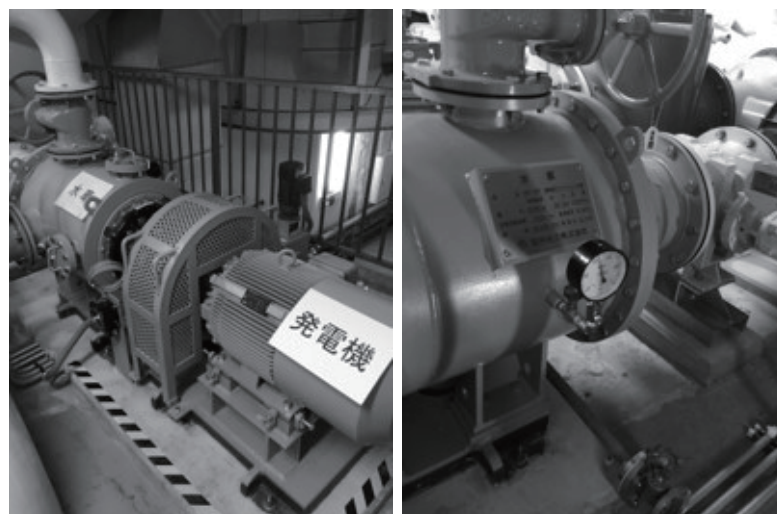
浄水場内で使う電気の約17%をまかっています

5月13日に日本共産党川口市議会議員団は、市内の横曽根浄水場（川口駅そば）の小水力発電を視察しました。2013年にかわぐちグリーン・エネルギーが策定され、2015年5月に横曽根浄水場に小水力発電が設置されました。

小水力発電というと、小川などを利用した山間部での発電を想像する方もいるかもしれませんが、川口市の小水力発電は、埼玉県の水場から送られてくる県水の水压を利用して、県水流入管に設置した羽根車を回転させ、その回転力を利用して電気エネルギーを生み出すもので、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーです。発電した電力は横曽根浄水場内で自家消費され、各家庭へ配水するポンプや井戸のくみ上げポンプの電力として使用されています。小水力発電によって横曽根浄水場で使う電気の17%をまかない、電気料金の負担軽減にもつながっています。

こうした取り組みは、まだまだ市民に知られていないのではないのでしょうか。太陽光発電や小水力発電など市内で再生可能エネルギーが生み出されていることを市民に知ってもらうことは、気候危機打開のための大きな力になると思います。

川口市はさらに二酸化炭素削減に寄与する緑そのものを残す施策も展開しています。再生可能エネルギーを拡充し、公の力で緑そのものを残し、そしてそれらを市内経済の活性化とも結びつける流れを強めることは、本来、国としても、とるべき姿勢ではないのでしょうか。



気候危機対策と市内経済活性化の両立を追求

2013年度から「かわぐちグリーン・エネルギー戦略」

日本共産党川口市議会議員団は、2011年3月11日に発生した東日本大震災、原発災害を受けて、川口市として原発に頼らないエネルギーを生み出すことが大切、そのためには地球環境を考えて再生可能エネルギーの活用が大切との立場から、

- ① 2012年12月市議会では、当時、川口市、さいたま市、川越市の公共施設での太陽光発電の利用状況を調べ、川口市の利用状況が低いことを明らかにして、公共施設での太陽光発電を思い切った力の集中をして増やしていくことを提案。
- ② 同じく2012年12月市議会で、さいたま市の浄水場で小水力発電が実施されていることを示し、川口市のアクアプラン（水道事業の経営計画書）にも再生可能エネルギーの拡充が方針化されていることも指摘して、早期に市内浄水場での小水力発電の実施することを議会で提案。
- ③ 2013年度にグリーン・エネルギー戦略が実現して、2014年12月市議会では、更なる提案として地域循環型の市内経済活性化と環境対策を結び付けて発展させることを提案しました。

2013年度から開始された「かわぐちグリーン・エネルギー戦略」は持続可能で低炭素な市民生活、事業活動の実現をめざすアクションプランです。

戦略の柱

- 1、再生可能エネルギーの利用推進
- 2、省エネルギーの推進
- 3、次世代自動車の普及促進
- 4、エコ建設の普及促進

かわぐちグリーン・エネルギー戦略のもと、地球温暖化対策活動支援金も市民への支援金額が増額し、市内業者活用でより増額になるなど拡充がされてきました。たとえば、太陽光発電システムは支援金の利用した件数だけでも3100件以上が市内の住宅に設置され、市内公共施設にも新たに16か所に太陽光発電システムが設置されました。

また、かわぐちグリーン・エネルギー戦略のもとで、市内公共施設の照明のLED化を進めることで、大幅な電力使用量の削減となっています。

誰もが安らげる場所へ

基本方針が示された川口市安行霊園を視察

川口市で唯一の公営墓地（霊園）の「川口市安行霊園」は、昭和41年に開園し、現在は区画墓地284区画、納骨堂728壇と法要を行う礼拝堂が整備されています。

高齢化の進行で死亡者数の増加が見込まれる中、市営霊園は1か所です。川口市は今年3月に「川口市安行霊園基本方針」を策定し、公営墓地としての課題や今後の方針を示しました。

日本共産党市議団は、安行霊園の現状を確認するため現地を視察してきました。



礼拝堂・納骨堂外観



礼拝堂内観

建築から50年以上が経過し、礼拝堂は年間20件程度の利用状況です。礼拝堂の左右には納骨壇があり、ここは埋蔵や収蔵がされておらず自宅等で安置している遺骨を墓地等が決まるまでの間、一時的に安置する施設です。使用期間は3年間で（更新も可）、昨年3月末時点で80.0%の利用率となっています。

安行霊園敷地内には、区画墓地もあり、ほかに無縁墳墓も設置され、これまで行旅死亡人等の身元の不明の方の遺骨などが納められています。

安行の豊かな緑に囲まれる落ち着いた環境ですが、敷地内の施設の老朽化やバリアフリー化などの課題もあり、また墓地形態のニーズの多様化などを受け、川口市として基本計画の策定が進められる予定です。

「憲法の平和を考える」

第9回考えあいシリーズ：学習会開催

5月14日（土）午後3時よりメディアセブンで、改めて考えてみよう会主催の学習会が開催されました。講師として稲正樹元国際基督教大学教授を招き「憲法の平和を考える」をテーマに講演が行われ、活発な質疑応答があり充実した2時間半が過ぎました。稲氏は1949年生まれで北海道大学法学部卒後、岩手大、亜細亜大、国際基督教大などで憲法を担当され、現在、国際基督教大平和研究所顧問、憲法ネット103運営委員、西暦表記を求める会共同代表などで活躍されています。また、多数の著書を残されています。

講演では、核兵器による抑止が平和と安全を確保するという「核抑止論」は、現実的効用が証明されているわけでもなく、むしろ人類社会の破滅をもたらす上で理論として破綻していると指摘しました。また、日本が「敵基地攻撃能力」を持った場合、他国からすれば日本からミサイル攻撃を受ける現実的な危険性が生まれることになり、「日本がミサイルの発射準備などの行動を開始した。」と判断すれば、自衛という名目で日本を攻撃する理由が生まれることを指摘。日本政府のスタンスは憲法前文に規定されるように、武力による平和ではなく、諸国民との信頼に基づく平和を作り上げることが誓うことで、国民の安全と生存を保持するべきであり、2017年に成立した「核兵器禁止条約」に署名し、世界的な軍縮の機運を高めるとともに、北東アジア地域における核の脅威削減に貢献することが求められるとの話でした。

最後に日本の今後の役割として、北東アジア諸国間で感染症対策などの連携強化や、気候変動や災害対応など「人間の安全保障」分野における協力関係を強化することによって、信頼醸成を図ることが平和に繋がると論じられました。今後多くの方々のご参加を頂き、様々なテーマで改めて考えることが大切ではないでしょうか？

